

# 半導体・FPD製造/検査装置業界の 製造事業所における 新型コロナウイルス感染予防対策 ガイドライン

出典元:一般社団法人 日本経済団体連合会  
[製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン](#)

2020年9月7日

一般社団法人 日本半導体製造装置協会  
安全・サポート部会 安全専門委員会



Semiconductor Equipment Association of Japan

Page 1

## はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月28日。5月4日変更。以下「対処方針」という）」や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言などを踏まえ、半導体/FPD製造・検査装置業界の製造事業所に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。



Semiconductor Equipment Association of Japan

Page 2

# 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

なお、製造事業場にも管理部門があることから、適宜「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参照する。

## 講じるべき具体的な対策

### (1) 感染予防対策の体制

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

# 講じるべき具体的な対策

## (2) 健康確保

- 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

# 講じるべき具体的な対策

## (3) 通勤

- 管理部門などを中心に、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。
- 送迎バスは三つの密を防ぐように間隔を空けて着席し、搭乗時は手指消毒液で手を洗淨する。

# 講じるべき具体的な対策

## (4) 勤務

- 従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- 従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。特に、複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。
- 窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- シフト勤務者のロッカールームをグループごとに別々の時間帯で使用する事などにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。

# 講じるべき具体的な対策

## (4) 勤務

- 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- 対面の社外の会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- 採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検討する。
- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。

# 講じるべき具体的な対策

## (5) クリーンルーム作業

### ●心構え

-クリーンルーム内作業においてはマスク、手袋を着用しているため、感染リスクは通常作業に比べて小さい。

-更衣室、及びエアシャワー室内において感染防止のための行動(特に防塵服を脱ぐ手順)に注意する。

### ●具体的な指示事項

-体調不良者はクリーンルームへの入室を禁止する。

-防塵服の着用前、手洗いを行う。手洗い後は清潔なハンカチまたは使い捨てのペーパータオルで水分を拭き取る。ジェットタオルは使用しない。

-防塵服の着用時、手袋は最後に着用する。

# 講じるべき具体的な対策

## (5) クリーンルーム作業

-クリーンルームに入室する際、エアシャワー室でエアシャワーを浴びる際はひとりずつ浴びる。(同時に複数名で浴びない)

-クリーンルーム内ではむやみに顔を触らない。

-クリーンルームから退出した後の脱衣の順番は以下。

①シューズ、②防塵服(つなぎ)、③フード、④マスク、⑤手袋(ポイントは手袋が最後)

-マスクを外す際はひもの部分を持ち、マスク本体に指が触れないように注意して捨てる。

-手袋を外す際は手袋の外側(汚染可能性部分)が肌に触れないよう注意して外す。

-手袋を外した後、手洗いを行う。手洗い後は清潔なハンカチまたは使い捨てのペーパータオルで水分を拭き取る。ハンドドライヤーは使用しない。

-更衣室のドアノブを定期的にアルコールで消毒する。

## 講じるべき具体的な対策

### (6) 休憩・休息スペース

- 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- 特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。
- 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

## 講じるべき具体的な対策

### (7) トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用するドアノブ・ドアの取っ手、蛇口の取っ手などは清拭消毒を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

## 講じるべき具体的な対策

### (8) 設備・器具

- 生産設備の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着して作業にあたる。
  - 工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。
  - ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
  - ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ※ 設備・器具の消毒は、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

## 講じるべき具体的な対策

### (9) 事業場への立ち入り

- 一般向けの施設見学や取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、製造事業場内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

# 講じるべき具体的な対策

## (10) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、厚労省に掲示されているガイドライン等を周知するなどの取り組みを行う。
- 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
- 作業服などを貸与している場合、従業員がこまめに洗濯するよう促す。
- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

# 講じるべき具体的な対策

## (10) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- 取引先企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。



# 講じるべき具体的な対策

## (11) 感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

# 講じるべき具体的な対策

## (12) その他

- 保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。